

○行田市空き家利活用補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第134号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を地域の交流拠点等に利活用することにより、地域の活性化に寄与するため、空き家の改修工事等に要する費用の一部について、予算の範囲内において行田市空き家利活用補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し行田市補助金等交付規則（昭和52年規則第6号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項の空家等のうち、市内に所在する建築物その他の工作物及びその敷地をいう。
- (2) 地域活性化の用途 地域の交流、にぎわい等地域の活性化を目的として、空き家を地域交流拠点、子育て支援拠点、教育・文化活動拠点等の用途に供するものをいう。
- (3) 所有者等 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）の所有者又は補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施することについて所有者の承諾を受けた賃借人

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象空き家を地域活性化の用途に5年間又は10年間利活用するために所有者等が市内事業者が施工させる改修工事等（以下「補助対象工事」という。）を行う事業とする。ただし、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動、公益を害するおそれ又は公序良俗に反するおそれのある活動の用途を目的とする事業を除く。

(補助対象空き家)

第4条 補助対象空き家は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第10条に規定する交付申請時に空き家であり、同一敷地内の他の建築物及びその敷地が、1年以上使用のない状態であること。
- (2) この要綱に基づく補助対象工事において国、県その他の関係機関から重複する同様の補助金等の交付を受けていないこと。

- (3) 空き家が国又は地方公共団体が所有するものでないこと。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等関係法令を遵守した上で地域活性化の用途に供することが可能な建築物であること。
- (5) 昭和56年6月1日以後に着工された建築物であること。ただし、同日前に着工された建築物であって現に同日以後に着工される建築物に適用される耐震基準による耐震性能が確保されているもの又は補助金により耐震改修工事を実施するものは、この限りでない。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（第2号及び第7条において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日現在において、所有者等であること。
- (2) 当該補助対象事業について、市のホームページへの掲載等、事例として紹介されることについて了承できること。この場合において、補助対象者が補助対象事業を実施することについて所有者の承諾を受けた賃借人であるときは、あらかじめ所有者の同意を得るものとする。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 行田市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

（補助対象工事）

第6条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第11条第1項に規定する決定通知の日以後に施工する工事であること。
- (2) 市内に本社、本店、支店、営業所等を有する法人又は市内で事業を営む個人であつて、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条による建設業の許可を受けている事業者が施工する工事であること。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が地域活性化の用途に供するために当該年度内に実施する補助対象空き家の改修工事等に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 台所、便所等の改修工事に要する経費

- (2) 給排水、電気、通信、ガス等の設備の改修工事に要する経費
- (3) 屋根、外壁等の外装の改修工事に要する経費
- (4) 壁紙の張り替え等の内装の改修工事に要する経費
- (5) 外構の改修工事に要する経費
- (6) 増改築工事に要する経費（補助対象空き家の全部を建て替えるものを除く。）
- (7) 耐震改修工事に要する経費
- (8) その他市長が認める経費

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象空き家を地域活性化の用途に5年間利活用する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。
- (2) 補助対象空き家を地域活性化の用途に10年間利活用する場合 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、200万円を上限とする。

2 前項各号の規定により得られた額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の制限）

第9条 補助金の交付回数は、同一の補助対象空き家について1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行田市空き家利活用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）及び収支予算書（様式第1号の3）
- (2) 法人・団体概要書（様式第1号の4）（申請者が法人又は団体である場合に限る。）
- (3) 登記事項証明書（原則、発行から3月以内のもの。）等で空き家の所有者が分かる書類
- (4) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (5) 承諾書（様式第3号）及び賃貸借契約書の写し（賃借して利活用する場合に限る。）
- (6) 補助対象工事を施工予定の市内事業者に係る建設業法に規定する許可証明書の写し
- (7) 補助対象経費及びその明細が分かる見積書の写し（前号の市内事業者が発行するものに限る。）
- (8) 空き家期間が分かる書類（電気の使用停止が分かる書類、ガスの閉栓証明書、水道

の使用（中止・廃止）届等）

- (9) 補助対象空き家の改修前の外観及び改修工事等予定箇所の写真
- (10) 補助対象工事を施工するに当たり建築基準法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な場合は、同法第6条又は第6条の2の確認済証の写し
- (11) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、耐震改修工事を行わない場合は、建築士が作成した耐震診断報告書及び耐震診断を実施した者の建築士免許証の写し
- (12) 補助対象空き家の付近の見取図及び配置図
- (13) 改修工事等の内容が分かる改修前及び改修後の設計図等
- (14) 申請者の市税完納証明書
- (15) その他市長が必要と認める書類

一部改正〔令和7年告示412号〕

（決定の通知等）

第11条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、補助金の交付の可否を決定し、行田市空き家利活用補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をするときは、次の各号の条件を付すことができる。

- (1) 申請者は、補助金の額が第8条第1項第1号に該当する場合は5年間、同項第2号に該当する場合は10年間、補助対象空き家を地域活性化の用途に利活用すること。
- (2) 申請者は、前項の規定による通知を受けた後に第10条第7号の見積書を発行した市内事業者と契約すること。
- (3) その他市長が必要と認める条件

（変更又は中止）

第12条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業若しくは補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、速やかに行田市空き家利活用補助金交付決定変更（中止）申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の内容を承認したときは、行田市空き家利活用補助金交付決定変更（中止）承認通知書（様式第6号）により交付決定者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をする場合において必要があるときは、交付決定内容及

びこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助対象工事が完了した日から30日以内又は補助対象工事が完了した日の属する年度の3月10日までのいずれか早い日までに、行田市空き家利活用補助金完了実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る契約書、明細書等の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 外観及び補助対象工事を行った箇所の施工前、施工中及び施工後の写真
- (4) 改修後の最終図面等
- (5) 建築基準法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な工事を実施した場合は、同法第7条又は第7条の2の検査済証の写し
- (6) 耐震改修工事を実施した場合は、建築士が作成した耐震診断報告書、耐震改修設計図、工事管理及び現場検査の報告書並びに報告書等を作成した建築士の建築士免許証の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長が必要と認める場合は、補助対象事業の状況について実地調査を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定するとともに、行田市空き家利活用補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、行田市空き家利活用補助金交付請求書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) 交付決定者名義の通帳、キャッシュカード等の写し
- (2) 交付決定者の本人確認ができる書類の写し

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(利活用の状況報告等)

第17条 交付決定者は、補助対象事業の開始年度の翌年度から起算して、補助金の額が第

8条第1項第1号に該当する場合は5年間、同項第2号に該当する場合は10年間、毎年度5月末日までに行田市空き家利活用活動状況報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告するものとする。

- (1) 事業報告書（様式第10号の2）
- (2) 収支決算書（様式第10号の3）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付決定者に対し、当該補助対象事業の事業期間内における実施状況を検査し、又は調査することができる。

3 前2項の規定による報告又は検査若しくは調査において、建築物の用途の変更が認められる場合は、第12条の規定を準用する。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定に係る補助対象事業の期間内に、補助対象空き家を補助対象事業以外の用途に供したとき若しくは除却したとき又は補助対象事業を廃業したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、行田市空き家利活用補助金交付決定取消し通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、交付決定者に対し、その全部又は一部について返還を命ずるものとする。この場合において、補助金の返還を命じる額は、同条第1項第1号又は第3号に該当する場合は全額を、同項第2号又は第4号に該当する場合は、次に掲げるそれぞれの期間の区分に応じて返還額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）を決定し、行田市空き家利活用補助金返還請求書（様式第12号）により交付決定者に請求するものとする。

- (1) 補助金の額が第8条第1項第1号に該当する場合

ア 補助対象事業の開始日から1年以内 補助金の全額

- イ 補助対象事業の開始日から1年を超え2年以内 補助金の5分の4の額
- ウ 補助対象事業の開始日から2年を超え3年以内 補助金の5分の3の額
- エ 補助対象事業の開始日から3年を超え4年以内 補助金の5分の2の額
- オ 補助対象事業の開始日から4年を超え5年以内 補助金の5分の1の額

(2) 補助金の額が第8条第1項第2号に該当する場合

- ア 補助対象事業の開始日から5年以内 補助金の全額
- イ 補助対象事業の開始日から5年を超え6年以内 補助金の10分の9の額
- ウ 補助対象事業の開始日から6年を超え7年以内 補助金の10分の8の額
- エ 補助対象事業の開始日から7年を超え8年以内 補助金の10分の7の額
- オ 補助対象事業の開始日から8年を超え9年以内 補助金の10分の6の額
- カ 補助対象事業の開始日から9年を超え10年以内 補助金の10分の5の額

(書類の保管)

第20条 交付決定者は、補助対象工事、交付決定通知書その他補助金の交付に関する書類を、補助対象工事が終了した年度の翌年度から起算して、補助金の額が第8条第1項第1号に該当する場合は5年間、同項第2号に該当する場合は10年間保管するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付した補助金に係る第17条から第20条までの規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

一部改正〔令和6年告示386号〕

附 則 (令和6年11月18日告示第386号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年10月29日告示第412号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の告示の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この告示の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。